

## 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書及び同意書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(徳島県指定 第 3670103807 )

当事業所はご契約者に対して居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

医療法人 三成会  
水の都居宅介護支援事業所

徳島市北島田町1丁目46番11  
TEL 088-632-9299  
FAX 088-632-9501

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	088-632-9299
担当者	篠丸 志津

(午前9時～午後5時)

※ご不明な点はお尋ねください。

## 2. 当事業所の概要

### (1) 法人名及び所在地

名称・法人種別	医療法人 三成会
代表者役職・氏名	理事長 佐々木 利英
所在地・電話番号	〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目46番11 088-632-9299

### (2) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所	水の都居宅介護支援事業所
所在地	徳島市北島田町1丁目46番11
介護保険指定番号	3670103807
サービスを提供する地域	①徳島市②板野郡③名西郡

### (3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	0名	1名
介護支援専門員	3名	0名	3名
合計	4名	0名	4名

### (4) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・祝日及び年末年始
営業時間	午前9時～午後5時
緊急連絡先	088-632-9299

### (5)従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、厚労省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準及び運営に関する基準を順守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にある利用者及びその家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業所、介護保険施設等と連携調整を行います。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明書及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画書の作成
③	居宅サービス計画に対するご利用者の同意
④	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
⑤	サービスの提供開始

### 4. サービス内容に関する苦情

#### ①ご利用者相談、苦情担当

担当者氏名	管理者 篠丸 志津
電話番号	088-632-9299
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

#### ②当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

徳島市健康福祉部高齢介護課	088-621-5581
徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	088-666-0117
藍住町健康推進介護保険室	088-637-3311
板野町役場福祉保健課	088-672-5986
石井町長寿社会課	088-674-6111
神山町健康福祉課	088-676-1114

## 5. 利用料金

- (1) 居宅介護支援の利用料金は以下の通りですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

利用料

1単位につき10.21円

サービス内容		サービス利用料金	自己負担
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1,086 単位/月	0 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位/月	
初回加算		300 単位/回	
入院時情報連携加算（Ⅰ） （入院日当日に情報提供）		250 単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ） （入院後 3 日以内に情報提供）		200 単位/月	
退院・退所加算	（カンファレンス有 1 回目）	600 単位/回	
	（カンファレンス有 2 回目）	750 単位/回	
	（カンファレンス有 3 回目）	900 単位/回	
	（カンファレンス無 1 回目）	450 単位/回	
	（カンファレンス無 2 回目）	600 単位/回	
通院時情報連携加算		50 単位/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月	

- (2) 交通費 介護支援専門員が訪問するための交通費は、一切いただきません。

- (3) 解約料 料金はかかりません。（契約はいつでも解約することができます。）

※徳島市は7級地となるため1単位=10.21円となります。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するため、ケアプランをご利用者にお渡しし、状況把握のために月1回に訪問かつ月1回のモニタリングを行い、要介護認定、認定変更等の際にはサービス担当者会議を開催または意見の照会を行います。

ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。

指定居宅介護支援の提供にあたってはご利用者の意思及び人格を尊重するとともに、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。

市町村、他居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

ご利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることが

できます。

ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度を利用します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 事業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策する委員会を設立します。
- ⑥ 虐待の防止のための指針を作成します。

## 8. 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者から業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

## 9. 個人情報の利用について

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
  - ①居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
  - ②各サービス担当者および主治医との情報共有
  - ③当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
  - ④関連学会、研修会での匿名下での発表
  - ⑤サービス担当者会議での情報提供
  - ⑥その他公官庁等の法律法令上の照会時
  - ⑦外部監査機関への情報提供
- (3) 上記各項に関わらず本人の生命、心身に危機が直面している場合等はこの限りではありません（救急病院への情報伝達など）
- (4) また、利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医・ご利用者のご家族もしくは代理人への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとします。

### 11. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 12. 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④ 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

### 13. 身体拘束等の原則禁止

事業所はサービス提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等という」)を行いません。

事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

### 14. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

